

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		訪問指導事業			事業コード	0326
担当課等	所属名	市保健所 健康推進課		担当係名		
	課長名	健康推進課 津志田 和彦	担当者名	市保健所 健康推進課 角館春美	電話番号	6221

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード 1
	基本事業	保健・予防の推進	コード 2			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度 ⇒ (開始年度 57年度～)				
事務事業の概要	療養上の保健指導が必要と思われる者及びその家族等に対して保健師等が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図る等の支援を行う。					
根拠法令等	健康増進法第17条第1項、第4期盛岡市高齢者保健福祉計画					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
老人保健法(昭和57年施行)19条に基づき開始						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
盛岡市高齢者保健福祉サービスに関する意向調査においては、「健康に関して個別に相談や指導を受けたい」という回答が上位に位置している。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
平成19年度の老人保健法の廃止に伴い、65歳以上は介護保険法に基づく地域支援事業に位置づけられ、65歳以上は介護予防に重点を置くようになった。22年度から65歳以上は、新設された高齢者支援室で対応している。また、20年度からは、「高齢者医療確保法」に基づく特定保健指導の未利用者も対象者となり、実施している。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	40歳以上65歳未満の市民 (介護保険認定者は除く)	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 40歳以上65歳未満の市民。(介護保険認定者は除く)	単位	人
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ○対象者の把握 ①特定保健指導の対象者で未利用の者 ②相談及び訪問依頼のあった者 等 ○家庭訪問実施 ・家族間調整や他機関との連携が必要な場合は連絡をとる ・必要時、継続訪問にて支援していく ○支援体制作り 個への支援・コーディネートがスムーズになるよう、関係機関・地区組織の理解・協力を得るべく連携を図っていく。 ○非常勤作業療法士による訪問指導 生活機能低下の予防や日常生活の自立を促すために適切な時期に継続的な対応をしていく。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 22年度対象者のうち①②のものと、家庭訪問の実施及び支援体制作り、非常勤作業療法士による訪問は昨年度と同様。	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 訪問実人数	単位	人
				B. 訪問延べ人数	単位	人
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	健康づくりについての正しい理解と具体的な予防方法が解る。また、各種サービス制度の内容・利用の仕方・相談先が解ることで、健康に関する不安が軽減され、いつまでも自立した生活が送られる。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 各種サービス制度が理解できた人 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	%
				B. 特定高齢者候補者のうち、介護予防事業の参加に同意した人 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	人
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	病気にならないようにする	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	全結核罹患率(単位:%) 乳幼児予防接種の接種者の割合(単位:%) 高齢者予防接種の接種割合(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	40歳以上65歳未満の市民。(介護保険認定者は除く)	人	160,270	152,367	152,367	101,440	101,440	101,440	23年度 101,440
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	訪問実人数	人	4278	4,207	600	1,272	700	700	23年度 700
活動 指標B	訪問延べ人数	人	4635	4,559	600	1,302	700	700	23年度 700
活動 指標C									年度
成果 指標A	各種サービス制度が理解できた人	%	90	90	92	-	-	-	年度
成果 指標B	特定高齢者候補者のうち、介護予防事業の参加に同意した人	人	373	335	600	-	-	-	年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	23,563	22,404	13,770	13,684	13,788	13,788	*****
財源 内訳	④国	千円	83						*****
	⑤県	千円	83		139	139	139	139	*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	23,397	22,404	13,631	13,545	13,649	13,649	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	23,563	22,404	13,770	13,684	13,788	13,788	*****
	延べ業務時間数	時間	1,983	2,495		2,299			*****
	職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	7,932	9,980	0	9,196	0	0	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	31,495	32,384	13,770	22,880	13,788	13,788	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☒ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む)

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果		(2)全体総括(振り返り、反省点)
	① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり		75歳・80歳ひとり暮らし、高齢者夫婦、特定高齢者等高齢者の訪問による保健指導を行ってきたが、高齢者の増加とともに介護予防にかかるメニューの増加など、多様なニーズに対応するため、分かりやすい窓口の設置が望まれている。このため、高齢者の保健福祉施策の体制を再構築して新たな需要に備えることとした。22年度は、概ね65歳以上の高齢者にかかる訪問事業を実施する高齢者支援室を新設した。
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案)		
	☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携  方向付けの理由と改革改善の内容 従来、本事業の対象者であった高齢者のうち、特定高齢者で介護事業を利用していない方、連絡、通報等訪問依頼のあった方を対象として、担当各課と連携を図りながら引き続き実施することとしている。		